

老発 0425 第 1 号
平成 30 年 4 月 25 日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

介護保険法施行令第 37 条第 1 項第 33 号及び同令第 37 条の 2 の 2 第 1 項第 4 号について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 37 条第 1 項第 33 号及び同令第 37 条の 2 の 2 第 1 項第 4 号については、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成 30 年政令第 55 号）により改正されたところではありますが、介護保険法施行令第 37 条第 1 項第 33 号における「勅令及び政令以外の命令の規定であって、当該命令の規定において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護老人保健施設を含むものとされていないもの」及び同令第 37 条の 2 の 2 第 1 項第 4 号における「勅令及び政令以外の命令の規定であって、当該命令の規定において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護医療院を含むものとされていないもの」の内容は下記の通りであるため、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し周知をお願いいたします。

なお、介護保険法施行令第 37 条第 1 項第 33 号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令（平成 11 年厚生省令第 42 号）については、平成 30 年 4 月 1 日をもって廃止しております。

また、この通知については、総務省、消防庁、経済産業省、文部科学省、国土交通省及び関係部局と協議済みであるので念のため申し添えます。

記

介護保険法施行令第 37 条第 1 項第 33 号において「勅令及び政令以外の命令の規定であって、当該命令の規定において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護老人保健施設を含むものとされていないもの」及び同令第 37 条の 2 の 2 第 1 項第 4 号における「勅令及び政令以外の命令の規定であって、当該命令の規定において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護医療院を含むものとされていないもの」については、以下の規定とする。

- ・ 健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）の規定
- ・ 船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号）の規定
- ・ 人口動態調査令施行細則（昭和 23 年厚生省令第 6 号）の規定

- ・ 医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 47 号）の規定（同令第 11 条、第 20 条、第 2 号書式及び第 4 号書式に限る。）
- ・ 歯科医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 48 号）の規定（同令第 11 条、第 20 条、第 2 号書式及び第 4 号書式に限る。）
- ・ 社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和 23 年厚生省令第 56 号）の規定
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）の規定
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和 25 年厚生省令第 31 号）の規定（同令第 4 条の 3 に限る。）
- ・ 保健師助産師看護師法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 34 号）の規定
- ・ 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 13 号）の規定
- ・ 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）の規定
- ・ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号）の規定
- ・ 国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）の規定
- ・ へき地教育振興法施行規則（昭和 34 年文部省令第 21 号）の規定
- ・ 危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）の規定
- ・ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和 37 年自治省令第 14 号）の規定
- ・ 国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和 38 年厚生省令第 10 号）の規定
- ・ 救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）の規定
- ・ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 19 号）の規定
- ・ 石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令（昭和 47 年通商産業省、運輸省、建設省、自治省令第 2 号）及び石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示（昭和 48 年通商産業省、運輸省、建設省、自治省告示第 1 号）の規定
- ・ 特別交付税に関する省令（昭和 51 年自治省令第 35 号）の規定
- ・ 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和 51 年厚生省令第 36 号）の規定
- ・ 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則（平成 5 年厚生省令第 43 号）の規定
- ・ 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の規定
- ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）の規定
- ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）の規定
- ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）の規定
- ・ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）の規定

- ・ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）の規定
- ・ 厚生労働省組織規則（平成 13 年厚生労働省令第 1 号）の規定
- ・ 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成 14 年厚生労働省令第 158 号）の規定
- ・ 歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 103 号）の規定
- ・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）の規定
- ・ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）の規定
- ・ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）の規定
- ・ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）の規定
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）の規定
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成 19 年厚生労働省令第 141 号）
- ・ 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 20 年厚生労働省令第 107 号）の規定
- ・ 厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成 28 年厚生労働省令第 94 号）の規定
- ・ 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）の規定